

令和2年度 徳島県自治研修センター一部外講師の報償費支給基準

地域別	区分	令和2年度	平成31年度	摘要	
		報償費 (1時間当たり)	報償費 (1時間当たり)		
県内	1 大学学長	10,600 <sup>円</sup>	10,500 <sup>円</sup>		
	2 大学教授クラス	7,700	7,600	元自治研修センター教授	
	3 大学准教授クラス	6,300	6,200	大学准教授, 講師	
	4 小中高校長・教諭	4,600	4,600		
	5 裁判所判事	9,300	9,200		
	6 同判事補	7,700	7,600		
	7 弁護士	11,800	11,700		
	8 司法書士	7,700	7,600		
	9 関係行政機関	A 県の執行機関の委員クラス	7,800	7,700	
		B 県の部課長クラス	6,000	5,900	本四公団所長 徳島税務署統括国税調査官
		C その他	3,900	3,900	市町村の課長, 課長補佐, 係長
	10 学識経験者	A 会社社長クラス	10,700	10,600	
		B 県の執行機関の委員クラス	7,800	7,700	NHK放送部次長 四国放送主幹
		C A・B及びD以外のクラス	7,300	7,200	元自治研修センター特別講師
D 単純な技能を教える者		3,900	3,900	手話指導員	
四国三県	1 大学教授等	17,900	17,900		
	2 行政機関	A 県の部長クラス	6,900	6,800	
		B 県の課長クラス	5,100	5,100	人事院四国事務局課長
		C 県の係長クラス	3,900	3,900	人事院四国事務局係長
	3 学識経験者	A 会社社長クラス	10,700	10,600	
		B 県の執行機関の委員クラス	7,800	7,700	
C その他		5,100	5,100		
その他	中央官庁・大学教授等	17,900	17,900		
	中央団体役員等	12,100	12,000		
	その他	7,300	7,200		

(注) 1 1時間当たりの基準額は、この表のとおりとするが、1時間に満たない時間の基準額は次のとおりとする。

30分以下	1時間当たり基準額の1/2の額
30分を越え1時間まで	1時間当たり基準額と同額

2 この基準に定めのないもの及び基準によりがたい特殊事情があるものについては、必要に応じ、その都度定めるものとする。